2　法第十九条の十八第一項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から十四日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

3　法第十九条の十八第一項第一号に規定する軽微な変更は、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であつて、特定技能雇用契約に実質的な影響を与えない変更とする。

4　法第十九条の十八第一項第二号に規定する軽微な変更は、支援の内容又は実施方法以外の変更であつて、一号特定技能外国人支援計画に実質的な影響を与えない変更とする。

5　法第十九条の十八第一項第三号に規定する軽微な変更は、契約の内容の変更であつて、法第二条の五第五項の契約に実質的な影響を与えない変更とする。

6　法第十九条の十八第一項第四号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定技能外国人を受け入れることが困難となつた場合

二　特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為があつたことを知つた場合

7　第十九条の十五第三項の規定は、第二項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

第十九条の十八　法第十九条の十八第二項第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数

二　届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号

三　届出に係る特定技能外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行つた日数、活動の場所及び従事した業務の内容

四　届出に係る特定技能外国人が派遣労働者等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）として業務に従事した場合にあつては、派遣先（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先及び船員職業安定法第六条第十五項に規定する派遣先をいう。）である本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所

2　法第十九条の十八第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定技能外国人及び当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たつて比較対象者とした従業員（比較対象者とした従業員がいない場合にあつては、当該特定技能外国人と同一の業務に従事する従業員）に対する報酬の支払状況（当該特定技能外国人のそれぞれの報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。）

二　所属する従業員の数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数、離職者数、行方不明者数及びそれらの日本人、外国人の別

三　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の手続に係る状況

四　特定技能外国人の安全衛生に関する状況

五　特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳

［条を加える。］